

## 議案第2号

日進市行政不服審査法施行条例及び日進市固定資産評価審査委員会条例の一部  
改正について

日進市行政不服審査法施行条例及び日進市固定資産評価審査委員会条例の一部を別  
紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

### 1 提案理由

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、日進市行政不服審査法施行条例及び日進市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を引用する条項等について必要な規定の整理を行う。

日進市行政不服審査法施行条例及び日進市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

(日進市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 日進市行政不服審査法施行条例(平成28年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
交付の方法	使用料の額	備考	交付の方法	使用料の額	備考
略			略		
3 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)</u> 第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	略		3 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)</u> 第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	略	
略			略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
交付の方法	使用料の額	備考	交付の方法	使用料の額	備考
略			略		
3 <u>情報通信技術活用法</u> 第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情	略		3 <u>情報通信技術活用法</u> 第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織	略	

報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付		を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	
略		略	

(日進市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 日進市固定資産評価審査委員会条例(昭和27年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号において「情報通信技術利用法」という。)</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、<u>前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 略

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。